

平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務の受託候補者を、プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 件名 平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務（以下「本業務」という。）
- (2) 内容 平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）による。
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月31日まで
- (4) 委託上限額 4,958,000円

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 平成29・30年度小田原市競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領（平成29年4月1日）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 スケジュール

募集開始	平成29年6月1日（木）
<参加表明>	
質問の受付	平成29年6月7日（水）午後5時まで
質問・回答の公表	平成29年6月9日（金）
参加表明書の受付	平成29年6月14日（水）午後5時まで
参加資格審査の結果通知	平成29年6月16日（金）
<企画提案>	
質問の受付	平成29年6月21日（水）午後5時まで
質問・回答の公表	平成29年6月23日（金）
企画提案書の受付	平成29年6月30日（金）午後5時まで

審査委員会による本審査	平成29年7月7日（金）
審査結果の通知	平成29年7月12日（水）
契約	平成29年7月中旬

5 参加表明に係る手続

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

提出書類	備考
① 参加表明書 【様式1】	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印すること。 ・実施要領3 参加資格要件を満たすこと。
② 事業者概要 【様式2】	<ul style="list-style-type: none"> ・欄内に示しきれない場合は、別紙の添付も可。
③ 業務受託実績 【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間（平成24年度から平成28年度）において、国や地方公共団体から受託した同種・類似業務実績を最大5件まで記入すること。ただし、開発工事にともなう環境影響評価業務を除く。 ・業務継続中の契約も記載可とするが、本業務と同種の実績を優先して記載すること。 ・欄内に示しきれない場合は、複数ページにわたっても可。

(2) 提出期限 平成29年6月14日（水）まで午後5時まで

(3) 提出部数 1部

(4) 提出場所 小田原市役所 4階 環境政策課

(5) 提出方法

提出書類をA4サイズのクリアファイル等に、実施要領5（1）の順に入れ、表紙に「参加表明書〈事業者名〉」と記載して、持参又は郵送（期限内必着）により提出する。

(6) 質問の受付

参加表明手続に係る質問については、質問書【様式5】により、平成29年6月7日（水）午後5時までに、電子メールにて事務局（実施要領12に記載の電子メールアドレス）に送信し、電話にて受信の確認をすること。電子メールの件名は「参加表明に係る質問書〈事業者名〉」とすること。

(7) 質問の回答

参加表明手続に係る質問の回答については、本市ホームページにて、その質問の内容及び回答を平成29年6月9日（金）に公表する。

(8) 審査・結果通知

提出書類に基づき参加資格を審査し、平成29年6月16日（金）に、参加表明書【様式1】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに結果を通知するとともに、文書でも通知する。

6 企画提案に係る手続

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

提出書類	備考
① 業務実施体制調書 【様式4】	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を統括・管理する予定の者及び従事する予定の者すべてについて記入すること。 ・本調書に記載の従事者は、死亡、傷病、退職、その他のやむを得ない理由が生じた場合を除き、原則、変更は認められない。 ・「業務実績」は、過去5年間（平成24年度から平成28年度）において、該当の従事者が携わった同種・類似業務実績を最大2件まで記入すること。ただし、開発工事にもなう環境影響評価業務を除く。 ・業務継続中の契約も記載可とするが、本業務と同種の実績を優先して記載すること。 ・「従事内容」は、当該業務における役割や立場、従事した内容等を簡潔に記入すること。 ・「本業務以外の担当業務数とその占有率」は、本業務の実施期間中において担当するその他の業務の件数及びその占有率を記入すること。 ・欄内に示しきれない場合は、複数ページにわたっても可。
② 業務工程表 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> ・A4縦使いまたはA3横使い、片面1枚に記載し、A4サイズに収まるように折ること。
③ 企画提案書 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> ・A4縦使いまたはA3横使い、文字サイズ10ポイント以上（図表等はこの限りでない）とする。 ・表紙は付けずに片面印刷とし、ページ番号を付し、A4サイズに収まるように折ること。 ・仕様書4 業務内容の（1）から（5）に掲げる事項について、具体的な企画、提案を記載すること。
④ 見積書 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズ、片面印刷とする。 ・見積額及びその算出根拠となる積算内訳を明記する。仕様書4 業務内容の（1）から（6）についてはその内訳が分かるように示すこと。 ・見積額は、消費税及び地方消費税も含めて記載する。 ・実施要領2（4）に示す委託上限額を超えないこと。

(2) 提出期限 平成29年6月30日(金)午後5時まで

(3) 提出部数 11部

(4) 提出場所 小田原市役所 4階 環境政策課

(5) 提出方法

提出書類をA4サイズの簡易なファイルに、実施要領6(1)の順に綴じ、背表紙及び表紙に「企画提案書〈事業者名〉」と記載して、持参又は郵送(期限内必着)により提出する。

(6) 質問の受付

企画提案に係る質問については、質問書【様式5】により、平成29年6月21日(水)午後5時までに電子メールにて事務局(実施要領12に記載の電子メールアドレス)に送信し、電話にて受信の確認をすること。電子メールの件名は「企画提案に係る質問書〈事業者名〉」とすること。

(7) 質問の回答

企画提案に係る質問の回答については、本市ホームページにて、その質問内容及び回答を、平成29年6月23日(金)に公表する。

(8) 事前審査

参加資格要件を満たす者が5者を超えた場合は、書面による事前審査を行い、本審査への参加を要請する5者以内を選定する。別紙 評価基準表に基づく採点の上、高得点者から5者以内を選定する。

選定者には本審査参加要請書を、選定外となった者についてはその旨を、参加表明書【様式1】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、文書でも通知する。

(9) 本審査

①本審査は、平成29年7月7日(金)に実施し、本審査参加者によるプレゼンテーションを行うものとする。場所、時間は、本審査参加要請書にて通知する。なお、企画提案者が1者の場合であっても審査を実施する。

②プレゼンテーションは15分以内とし、質疑応答は15分以内とする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の提案や資料配布は認めない。

③出席者は3名以内とし、本業務を統括・管理する予定の者及び従事する予定の者が必ず出席者となること。

④プレゼンテーションにあたり、パソコン等を使用する場合、事務局にてスクリーン、プロジェクターを用意するが、パソコン、ケーブル等については持参すること。

⑤プレゼンテーション及び質疑応答の内容を鑑みて、改めて別紙 評価基準表に基づく採点を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。

(10) 結果通知

審査結果は、平成29年7月12日（水）に、参加表明書【様式1】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、文書でも通知する。

また、本市ホームページにて最優秀提案者名及びその得点を公表する。

7 審査方法

(1) 審査委員会

審査は、本市職員で構成する平成29年度小田原市自然環境等現況調査委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 審査の対象

- ①参加資格 実施要領 3に定めた参加資格要件について、提出書類を審査する。
- ②事前審査 参加資格要件を満たす者が5者を超えた場合は、書類審査を行い、高得点者から5者以内を選定する。なお、同点者があった場合は、委員長の判断によるものとする。
- ③本審査 5者以内について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、改めて評価・採点を行う。なお、同点者があった場合は、委員長の判断によるものとする。
- ④最優秀提案者等の選定 審査委員の評価点数を合計し、最高得点者を最優秀提案者とし、最高得点者の次の高得点者を次点者として選定する。

(3) 評価項目及び配点

別紙 評価基準表のとおり

8 契約及び支払い方法

最優秀提案者を受託候補者とし、随意契約により契約を締結する。ただし、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を受託候補者とする。

契約締結後、受託者は本業務を実施し、業務完了後、検査を経た上で委託料を請求するものとし、前金払いは行わないものとする。

9 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 見積額が委託上限減額を超えている場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 実施要領及び仕様書（案）に示した内容に適合しない場合
- (5) その他、失格に相当すると本市が判断した場合

1 0 辞退

参加表明書を提出後、辞退する場合は、辞退届【様式6】を持参または郵送により事務局へ提出すること。郵送する場合は、併せて電話連絡すること。

1 1 その他の留意事項

- (1) 提出書類の提出後における差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、選考以外の目的に使用しない。
- (4) 提出書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に要した費用は、参加表明者の負担とする。
- (6) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1 2 事務局

小田原市環境部環境政策課環境政策係 担当：近藤

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

T E L : 0465-33-1472 (直通) F A X : 0465-33-1487 (共用)

電子メール：ka-kansei@city.odawara.kanagawa.jp